

# PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

---

平成18年3月29日

各 位

## 3月社長記者会見

1. 中期経営計画（2006年度～2008年度）について <資料1 参照>
2. 次期システムの開発方針について <資料2 参照>
3. 買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等について <資料3 参照>
4. 会社法制定に伴う上場制度等の整備について <資料4 参照>

以 上

## 中期経営計画（2006 年度～2008 年度）

2006 年 3 月 29 日

株式会社名古屋証券取引所

わが国経済は、企業の収益改善と旺盛な設備投資意欲などの要因により、景気は踊り場を脱却し回復基調を維持している。

証券市場に目を向けると、個人投資家による活発な売買と外国人投資家による日本株買いを背景に活況を呈し、新興企業を中心とした株式の新規公開も活発に行われ、売買代金も増加しているが、その反面、注文件数や約定件数の急激な増加により、社会インフラである証券取引所のシステムの信頼性が問われるなど、新たな課題も生じている。

名古屋証券取引所（以下「名証」という。）においては、セントレックスへの新規上場が 2005 年度は 12 社を数え、セントレックス上場会社数は 18 社へと増加した。加えて、新たに 4 社が取引資格を取得し、総合取引参加者は 44 社となるなど、市場参加者の厚みも増してきている。

上場メリットの向上を目指して実施している上場会社への I R サポート事業については、名証 I R エキスポ 2005 の参加企業数および来場者数がともに過去最高となるなど、大きな成果をあげている。今後も、上場会社のニーズを満たす I R サポート事業を展開し、I R サポートが充実している証券取引所という評価をさらに高めることで、名証市場における上場メリット向上を図ることが重要である。

名証は、これら市場の拡大と上場メリットの向上に全力をあげる一方、証券取引所としての社会的責任を全うするため、自主規制機能の発揮と安全性の高いシステムの構築を行う。

また、安定した市場運営を行うため、新たに情報提供料の徴収を開始して収益の拡大を目指す一方、業務の合理化・効率化に引き続き取り組むことで、経営基盤の確立を目指す。

## 1. 経営の基本方針

- (1) 中部地区の証券取引所として軸足を中部に置きながらも、全国区のマーケットとしての地位を確固たるものにしていくことを目指す。
- (2) 収入の拡大に積極的に取り組むとともに、低コスト体質を維持することで、収益基盤を確立することを目指す。また、相当の利益を確保することができる事業年度においては、財務（内部留保）の状況を勘案しつつ株主配当の実施を目指す。
- (3) 効率性の高い組織運営と業務遂行を常に意識し、投資家、上場会社、証券会社等、市場参加者の視点に立った施策の実施およびサービスの提供に努める。
- (4) 自主規制機能の維持・向上を図るとともに、可能な限りリスク管理体制の確立に努めることで、マーケットの信頼性向上を図る。
- (5) 証券業界の一員として、わが国における証券市場の利用促進を図る観点から、投資家層の拡大に向けた取組みを関連機関・団体と協力して実施する。

## 2. 経営財務目標

	2005年度見込み	2006年度	2007年度	2008年度
営業収益	1,556百万円	1,350百万円	1,325百万円	1,345百万円
営業利益	433百万円	180百万円	110百万円	95百万円
経常利益	464百万円	235百万円	140百万円	120百万円
当期純利益	252百万円	120百万円	70百万円	75百万円

### 3. 事業戦略

#### (1) セントレックスを中心とした上場促進

上場促進においては、新興企業向け市場であるセントレックスを中心に取り組む。セントレックスは、上場のファーストステージという位置づけであり、企業の成長過程における資金需要のタイミングを逃すことなく上場が可能なマーケットであるという特長の浸透に努めるなど、中部地区はもとより全国の成長企業を対象に上場促進活動を引き続き実施することで、延いては名証単独上場会社数の増加に繋げていく。

##### 【新規上場会社数目標値】

	2005年実績	2006年	2007年	2008年
新規上場会社数（1-12月）	17社	15社	15社	15社

#### (2) 市場規模の維持

上場会社の廃止申請や合併・子会社化等により、上場会社数が減少傾向にあることから、市場規模縮小のマイナスイメージが懸念される。

したがって、上場廃止申請を最小限に止めるためにも、上場会社のIR活動や中部地区における広報活動のサポートを通して、名証上場のメリットを向上させるよう努める。

#### (3) 取引参加者の拡大

発行市場および流通市場の活性化を図るためには、証券会社が数多く名証市場に参加することが必要であることから、新規取引参加者の獲得による取引参加者数の増加に努める。

##### 【取引参加者数目標値】

	2005年度末実績	2006年度末	2007年度末	2008年度末
総合取引参加者数	44社	47社	48社	50社

#### (4) 外国会社の上場促進

2005年6月に創設した外国会社上場制度について、外国会社の株式公開業務を手がける取引参加者や監査法人等との連携を深めるとともに、セントレックスのPRを行うなど、外国会社のセントレックス上場の実現に向けた取組みを実施する。

(5) 情報提供料の徴収

年間上場料や取引参加者負担金等のほかに、相場環境に左右されない安定的な収入を確保するため、名証の相場情報について、2006年度から全面的な課金を行い、情報関連収入の拡充等に努める。

(6) システムの将来像

業務系システムのうち、基幹システムである売買システム、相場報道システムおよび清算システムについては、老朽化が進んでいることから、2007年度の稼動を目途に、次期システムの開発作業に着手する。

(7) 効率のよい組織の構築

限られた人員により効率的に業務を遂行するため、社員のレベルアップを図るとともに、一層の業務合理化を推進する。

人員体制については、次期システムの開発作業を含めた今後の事業展開を踏まえ、円滑な業務遂行のための適正人員を想定することとし、不足が生じる場合には、人件費を考慮しつつ補充を検討する。

(8) 市場の公正性・信頼性の確保

自主規制機能を発揮するとともに、関係機関との連携を強化することで、名証市場の公正性・信頼性を確保する。

また、さまざまなリスクを可能な限り未然に防止するとともに、リスク発生時において適切な対応をとることができるよう、リスク管理の運用体制について一層の整備を図る。

(9) 個人投資家の拡大

「貯蓄から投資へ」の流れをつくり、わが国証券市場へ新たな投資家の参加を促すため、関連団体等と連携を図りながら、個人投資家の育成・教育活動を行う。

以上

## 次期システムの開発方針について

平成 18 年 3 月 29 日  
株式会社名古屋証券取引所

当取引所の基幹システムである売買システム、相場報道システム及び統計（清算）システムは、平成 12 年 9 月の稼動から 5 年以上が経過するため、平成 17 年 6 月に次期システムに関する社内ワーキンググループを設置し、次期システムの方向性について検討を行って来た。

今般、当該ワーキンググループの検討結果を踏まえ、本日取締役会において次期システムの開発方針について以下のとおり決定を行った。

## 記

## 【開発方針】

市場開設者としてのシステムの信頼性・安全性を確保しつつ、環境変化に柔軟に対応するため、効率的なシステム投資を行うことを基本方針とし、各システムについての開発方針を以下のとおりとする。

売買システム : (株)東京証券取引所へ業務委託とする。

相場報道システム : 現行システムをベースにリプレースを行い、引き続き当社で管理・運営する。

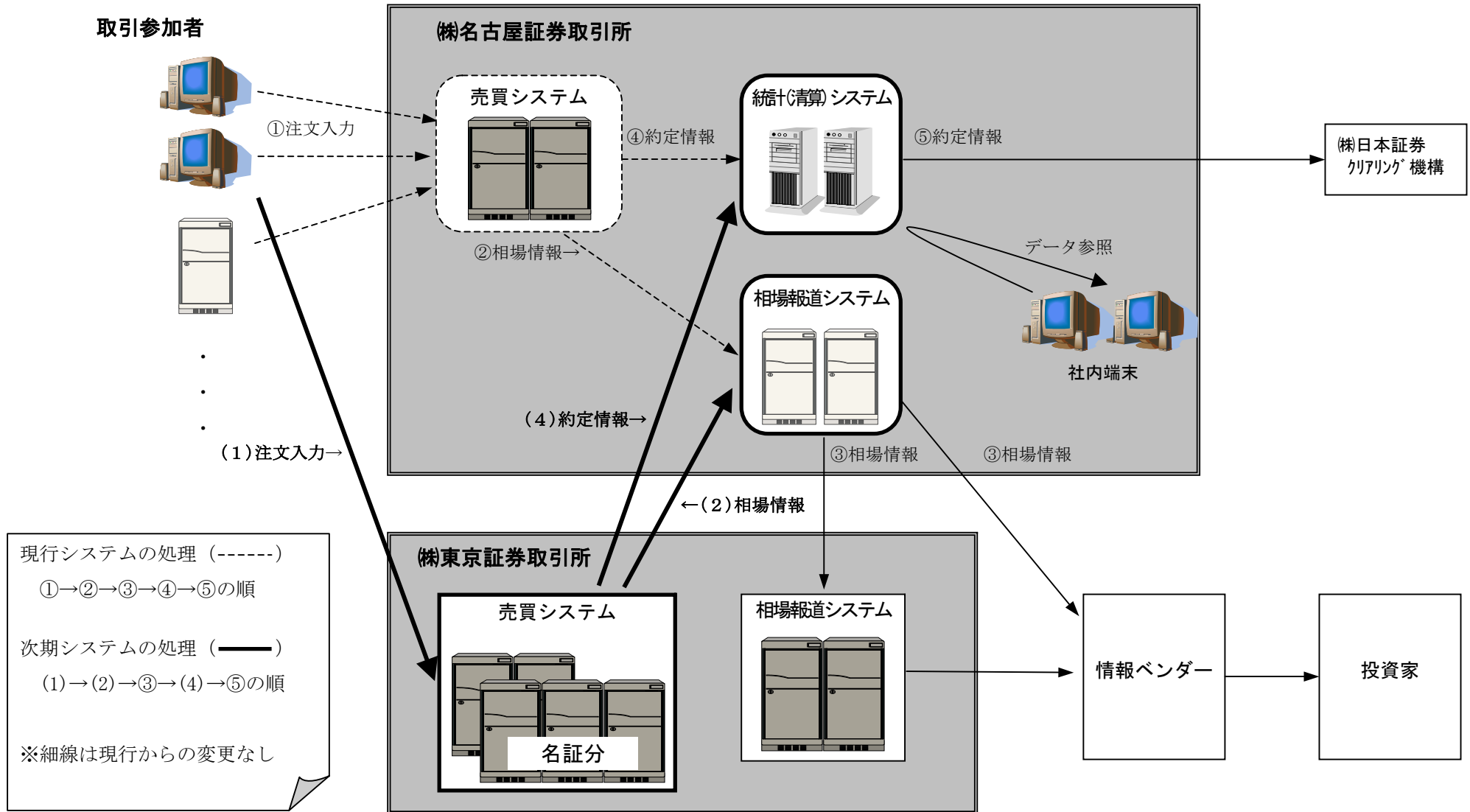
統計システム : 従来の大規模システムから小規模システムに再構築し、制度変更や新たなデータ提供ニーズ等に柔軟に対応できるシステムとする。

## 【開発期間】

平成 18 年 4 月より着手し、平成 19 年度上期を稼動目標とする。

以上

次期システムの構成概念図 (N-NET、セントネットは省略)



## 買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等について

平成18年 3月29日

株式会社名古屋証券取引所

## I. 趣 旨

近時、株式持合いの解消による安定株主の減少等の経営環境の変化等を背景として、買収防衛策に対する市場関係者の注目が急速に高まっている状況下、当取引所の市場においても買収防衛策の導入事例が生じたほか、平成17年5月には経済産業省、法務省により「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「買収防衛策指針」といいます。）が公表されるなど、関係各方面における議論も活発化してきていることから、今般、買収防衛策の導入に係る適時開示をはじめとする上場制度の整備を行うこととします。また、定款の記載内容が株主・投資者の投資判断に与える影響の大きさに鑑み、定款の変更に係る適時開示の制度を整備します。

## II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「買収」とは、会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいうこととします。</li> <li>・「買収防衛策」とは、株式会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等により自己に対する買収の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいうこととします。</li> <li>・「導入」とは、買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいうこととします。</li> <li>・「発動」とは、買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいうこととします。</li> <li>・「廃止」とは、買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めることをいうこととします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「買収防衛策指針」における定義と同じ定義としています。</li> <li>・いわゆる「平時」における買収防衛策を想定しています。</li> </ul>



項 目	内 容	備 考
2. 適時開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買収防衛策の導入又は発動に伴う新株又は新株予約権の発行については、発行価額の大小にかかわらず開示を要することとします。</li> <li>・買収防衛策の導入に伴う新株又は新株予約権の発行の開示にあたっては、買収防衛策導入の目的、スキームの概要（特に発動・廃止の条件や買収防衛策の合理性を高めるための工夫）、導入に係る手続及び日程、買収者出現時の手続及び株主・投資者に与える影響といった事項についての開示を求めることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の基準では、新株又は新株予約権の発行価額が小額である場合には、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして開示を要しないこととしています。</li> <li>・いわゆる事前警告型や条件決議型の買収防衛策など、導入時点では新株又は新株予約権の発行を伴わない買収防衛策の導入についても、当該情報が投資者の投資判断に著しい影響を与えない場合を除き、適時開示を求めることとします。</li> </ul>
3. 上場審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株式として備えるべき基本的かつ重要な権利が著しく損なわれる状態にあると認められる新規上場申請会社株式の上場を認めないことを、上場審査基準における適格性の要件として明確化します。</li> </ul>	
4. 上場廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株式が備えるべき基本的かつ重要な権利が著しく損なわれる状態となった上場会社が、6か月以内に当該状態を解消しない場合には、上場を廃止するものとします。</li> <li>・これに該当する場合としては、次のような場合が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①ライツプラン（買収者以外の株主（すなわち一定の割合以上の株式を取得した者以外の者）であることを行使条件又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する仕組みの買収防衛策）のうち、行使価額が時価よりも大幅に低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくもの（実質的に買収防衛策発動時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておくような場合を除</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持株会社に該当する上場会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当該上場会社以外の者に発行する場合で、その種類株式の発行が当該上場会社に対する買収の実現を困難にする方策であると認められる場合についても、当該上場会社自体によって拒否権付種類株式が発行されたものとして取扱うこととします。</li> <li>・既上場会社が新たに拒否権付種類株式を発行する場合については、既存の一般株主の利益が侵害されるおそれが大きいため、上場廃止基準の例外の適用は慎重に行いま</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
5. 定款変更に係る 適時開示	<p>く) の導入</p> <p>②デッドハンド型のライツプラン（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないライツプラン）の導入</p> <p>③拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行（会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、割当対象者の属性及び権利内容その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合を除く）</p> <p>・ 上場会社の業務執行を決定する機関が「定款の変更」を行うことを決定した場合に、その目的及び内容を開示しなければならないこととします。</p>	<p>す。</p> <p>・ 本店所在地の変更など、株主の基本的な権利内容の変更を伴わない内容のみの定款変更については、開示を要しないこととします。</p>

### Ⅲ. 実施時期

平成18年5月上旬を目途に実施する。

以 上

## 会社法制定に伴う上場制度等の整備について

平成18年 3月29日

株式会社名古屋証券取引所

## I. 趣 旨

本年5月を目処に「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）の施行が見込まれることから、上場制度等について所要の整備を行うこととします。

## II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 上場制度 (1) 新株予約権無償割当てにより発行された新株予約権証券の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権無償割当てにより発行された新株予約権証券について、現行の新株引受権証券の制度を引き継ぐ形で上場制度を設けることとします。</li> <li>上場の対象は、次の①～③を満たす新株予約権証券とします。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①新株予約権無償割当てにより発行されるものであること</li> <li>②行使期間満了日が割当日後速やかに到来すること（割当日後概ね2か月以内）</li> <li>③新株予約権1個の行使により取得される株式の数が1株であること</li> </ul> </li> </ul>	<p>※会社法制定に伴い新株引受権証券制度が廃止されることを踏まえ、同様の意図で発行される新株予約権証券を上場対象とするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売買単位は、新株予約権の行使により取得される株式に係る株券の売買単位と同一とします。</li> <li>その他の売買制度及び決済制度については、現行の新株引受権証券に係る制度を踏襲します。</li> </ul>
(2) 設立後経過年数に係る上場審査基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の「設立後経過年数」に係る基準に代えて「事業継続年数」に係る基準を設け、「取締役会を設置してから3年以上継続的に事業活動をしていること」を新規上場の要件とします。</li> <li>セントレックスについても、「取締役会を設置してから1年以上継続的に事業活動をしていること」を新規上場の要</li> </ul>	<p>※会社法では、従来の有限会社が株式会社に統合されるとともに、株式会社において取締役会が設置されない場合があることを踏まえた対応です。</p> <p>※これまでのセントレックス上場銘柄においても、設立後1年以上経過した後に上場することが一般</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 株主資本（純資産）の額に係る上場審査基準及び債務超過に係る上場廃止基準の見直し</p> <p>(4) 株式の譲渡制限に係る上場審査基準及び上場廃止基準の見直し</p> <p>(5) 自己株式の第三者割当</p>	<p>件とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このほか、新規上場申請者の主要な事業が、他の会社から事業譲渡により譲り受けたものである場合には、事業譲渡元の会社における事業活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとします。</li> <li>連結貸借対照表に「純資産の部」が設けられることを踏まえ、上場審査基準及び上場廃止基準における「純資産の額」の定義を見直すこととします。</li> <li>株式の種類ごとに譲渡制限を課することができるようになることから、上場申請銘柄又は上場銘柄の譲渡について制限を行っていないことを要件とします。</li> <li>第三者割当に関する規定について以下の見直しを行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①上場前の第三者割当に関する規制の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>新規公開前の会社による第三者割当に関する規制において、現行では新株発行の場合のみを規制対象としていますが、自己株式を第三者に割り当てる場合も規制対象に含めることとします。</li> </ul> </li> <li>②上場会社による第三者割当に関する報告制度の見直し</li> </ul> </li> </ul>	<p>的になっています。</p> <p>※会社分割により事業を承継した場合には、既に同様の取扱いとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的には、純資産の部の合計額から、少数株主持分及び新株予約権に係る額を控除し、特別法上の準備金・引当金を加算した額を審査対象とします。</li> </ul> <p>※自己株式の処分の手続は、新株発行と同一の手続に服するものと整理されたことを踏まえたものです。</p> <p>※現行制度では、上場申請日の直前事業年度末の1年前以後には第三者割当による新株発行を行っている場合は、新規上場申請者と割当先との間で上場後6か月を経過するまで継続所有する旨などの確約を行うこととしています。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(6) 株式無償割当ての効力発生日</p> <p>(7) 上場会社が上場株券の全部を取得する場合の取扱い</p> <p>(8) 上場債券に係る銘柄統合の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場会社による第三者割当に関する報告制度において、現行は、第三者割当による新株発行のみを報告対象としていますが、自己株式を第三者に割り当てる場合も報告対象に含めることとします。</li> <li>・上場株券に係る株主に対して、当該上場株券に係る株式と同じ種類の株式を割り当てる株式無償割当てを行う場合には、上場会社は、割当てを受ける株主が確定する日の翌日を当該株式無償割当ての効力発生日として定めるものとします。</li> <li>・上場会社が上場株券の全部を取得する場合において、取得と引換えに当該上場株券に係る株式と異なる種類の株式が株主に交付される場合は、通常の新規上場の場合よりも簡易な手続きにより当該異なる種類の株式に係る株券を上場できるよう所要の規定整備を行います。</li> <li>・上場社債券の発行者が新たに発行する「上場銘柄と同一の内容の社債券」について上場を申請しようとする場合には、その発行方法に応じて、有価証券上場申請書又は有価証券変更上場申請書を提出するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※現行制度では、上場会社が第三者割当による新株発行を行った場合において、割当先が2年以内に新株を譲渡したときは、当取引所は上場会社から報告を受け、譲渡内容を公衆縦覧に供することとしています。</li> <li>※これにより、株式分割の場合と同様、株券保管振替制度を利用する株主は、当該効力発生日から新株券を決済物件として利用することが可能になります。</li> <li>・この場合において、上場会社により全部取得された銘柄は上場廃止となります。</li> <li>・当該異なる種類の株式に係る株券については、新規上場日から呼値の制限値幅を適用することとします。</li> <li>・制度信用銘柄又は貸借銘柄である銘柄が全部取得される場合において、取得と引換えに交付される異なる種類の株式に係る株券が上場されることとなる場合は、当該異なる種類の株式に係る株券について、簡易な手続きにより制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定を行うものとします。</li> <li>・初期利払日に銘柄統合が行われる銘柄については有価証券上場申請書を、即時銘柄統合方式（リオープン）によって銘柄統合が行われる銘柄については有価証券変更上場申請書を提出するものとします。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>(9) その他</p> <p>2. 決済制度 端株制度採用会社に係る経過措置への対応</p> <p>3. 信用取引制度 制度信用取引における権利の処理に関する見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権付社債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び新株予約権証券の上場制度を廃止することとします。</li> <li>・端株制度採用会社が単元株制度の導入に伴い株式分割を行う際の株券記載の株式数が読み替えられる株券についてはこれを決済物件として利用できないこととします。</li> </ul> <p>①剰余金配当の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度信用取引における剰余金の配当の調整は、原則として、金銭の配当に限って行うこととします。</li> </ul> <p>②権利処理の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与された権利の内容につき、権利の行使に付された条</li> </ul>	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場銘柄と同一の内容の社債券の新規上場料及び年間上場料等については、これを免除するものとします。</li> <li>・上場社債券以外の上場債券（上場国債証券を除く。）についても、同様の取扱いとします。</li> </ul> <p>・これに伴い、売買・決済制度も廃止します。</p> <p>※実務上の混乱を回避する観点からの対応であり、これまでも同様の観点から、受託契約準則において株式併合に伴い株式数が読み替えられる株券については、これを決済物件として利用できないこととしています。</p> <p>・剰余金の配当が金銭の配当以外の場合であっても、金銭分配請求権が株主に付与され、当該金銭分配請求権の行使に係る配当財産の額があらかじめ明示されているときなど配当財産の額の算定を容易に行うことができるときには、当該剰余金配当の調整を行うことがあります。</p> <p>※現行制度において権利処理の対象としている権利</p>

項 目	内 容	備 考
4. その他	<p>件、譲渡性及び換金可能性等を勘案して権利の処理を行うことが適当でない場合は、当該権利の処理を行わないものとします。</p> <p>・その他、会社法制定に伴い、所要の見直しを行います。</p>	<p>について、会社法においても実質的に権利の内容が異なるものは、現行どおり権利処理の対象とします。</p>

### Ⅲ. 実施時期（予定）

会社法等の施行にあわせ、平成18年5月を目途に実施します。

以 上